JR東海労ニュース

№1589 2011年8月5日 JR東海労働組合

酒気帯びデッチ上げ報復処分の無効と名誉回復を求めて

報復処分撤回裁判スタート!



8月3日、報復処分撤回裁判第1 回口頭弁論が東京地方裁判所で、組 合員・0B約70名が参加し開催されま した。法廷の中で東二運分会斉藤書 記長は、正々堂々と裁判を起こさな ければならなかった心情を、怒りと 共に訴えました。また、裁判所から 会社側に対して、アルコール検知器 に関する資料と、過去同一事象によ

る処分の有無について、次回までに提出要請がなされました。裁判終了後、直ちに 弁護士会館に場所を移し、新幹線地本小林副委員長の司会で報告集会を開催しまし た。成田委員長から「この裁判闘争と職場での闘いを同時進行させ、組織の強化・ 拡大を実現しよう」と挨拶がされました。各地方本部の代表者から連帯支援の挨拶 があり、長島弁護士から裁判への方向性が報告され、裁判プロジェクトからの決意。

そして、斉藤書記長から陳述 書作成の苦労話と裁判勝利に 向けての力強い決意表明がさ れました。参加者は報復処分 を許さず裁判勝利に向け、職 場での闘いを強化しつつ、組 織拡大を実現するために組織 一丸となって闘うことを意思 統一しました。



次回、第2回口頭弁論は10月5日(水) 13時15分より、東京地裁527号法廷で開催されます。多くの組合員の結集をお願いします。